

平成27年5月11日

保護者の皆様へ

京都市立七条中学校  
校長 田邊 美野利

## 台風に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

また、「特別警報」発令時には、下記のとおりの措置となります。

子ども達の安全確保のため、どうぞご理解とご協力を願いいたします。

### 記

#### 1 登校前に発令された場合

(1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
- ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時45分）から始業
- ・午前11時までに解除になった場合 5校時（13時15分）から始業（給食は中止）
- ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

#### 2 在校中に発令された場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くことを原則とします。ただ、不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

#### 3 特別警報が発令された場合

(1) 登校前の場合

- ・原則として「次の登校日」は臨時休業とします。

下校後、深夜0時までに発令した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、発令された場合は当日を臨時休業にします。

(2) 在校中に発令された場合

- ・直ちに臨時休業とします。暴風警報発令時と同様に、安全を確認してから生徒の下校をおこないます。不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くこととします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。

※ 「地震に対する非常措置について」は裏面に掲載しています。

平成27年5月11日

保護者の皆様へ

京都市立七条中学校  
校長 田邊 美野利

## 地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、自然災害に対する非常措置について安全確保の観点から、京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

### 1 登校前に発生した場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、(PTAメールを活用しての緊急連絡／ホームページ／正門横掲示板)により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

### 2 在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くことを原則とします。ただ、不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。

なお、地震につきましては、事前に連絡することができませんので、このプリントをご家庭に掲示していただけますと幸いです。

※ 「台風による暴風警報等発令時の非常措置について」は裏面に掲載しています。